

8. 施工法

8. 1 一般事項

- | |
|--|
| 1 工事を施行するときは、現場に「給水装置新設等承認済証」を掲示しなければならない。 |
| 2 水道以外の管と誤接続を行わないよう十分な調査を行わなければならない。 |

- 1 工事を施行する際には、必ず給水装置新設等承認済証を現場の見やすい位置に掲示すること。
- 2 この承認済証の表示のない工事は、不正工事とみなされる場合がある。

給水装置新設等承認済証	
承認年月日番号	(元号) 年 月 日 第 号
承認	青森市企業局水道部
指定給水装置 工事事業者	
主任技術者	
給水装置新設等 申込者住所氏名	

8. 2 分岐工法

- 1 分岐には、配水管等の管種及び口径並びに引き込みする給水管の口径に応じたサドル付分水栓、割T字管又はチーズ、T字管を用いなければならない。
- 2 分岐に当たっては配水管等の外面を十分清掃し、サドル付分水栓等給水用具の取付けは、ボルトの片締めにならないよう均等に締め付けなければならない。
- 3 穿孔は、内面塗膜面等に悪影響を与えないように行わなければならない。

1 配水管又は既設給水管（以下「配水管等」という。）から給水管を取り出すに当たっては、ガス管、工業用水道管等の水道以外の管と誤接続が行われないように、明示テープ、消火栓、仕切弁等の確認及び音聴、試験掘削等により、当該配水管等であることを確認の上、施工すること。

2 分岐の工法及び使用する給水用具は、次のとおりとする。

- (1) 割T字管、割T字管及びチーズは、横方向分岐とする。
- (2) サドル付分水栓の穿孔は、上穿孔、横方向分岐とする。
- (3) 分岐工事標準配管図を参考にすること。
- (4) 鋳鉄管及び鋼管からの取出しで、サドル付分水栓及び割T字管を使用して分岐する場合、穿孔した通水口に防食コアを取り付けて防錆措置を施すものとする。
- (5) サドル付分水栓は、ボール式とする。
- (6) 配水管と同時施工の場合であっても、分岐はサドル付分水栓を使用すること。

※浪岡地区の既存管 H-PP から分岐する場合、専用器具が必要になるので水道部と協議すること。

3 分岐に当たっては、配水管等の外面に付着している土砂、必要により外面被覆材等を除去し清掃すること。サドル付分水栓及び割T字管の取付けに際しては、ゴムパッキン等が十分な水密性を保持できるよう慎重に施工すること。

また、ボルトの締め付けは、片締めすると分水栓の移動や、ゴムパッキン等の変形を招くおそれがあるので、必ず均等に締め付けること。なお、穿孔開始前の水圧試験は、0.7MPaに加圧し、5分間保持（サドル付分水栓は分岐口径がφ40 mm以上、割T字管を対象とする）することにより、漏水等の異常がないことを確認すること。

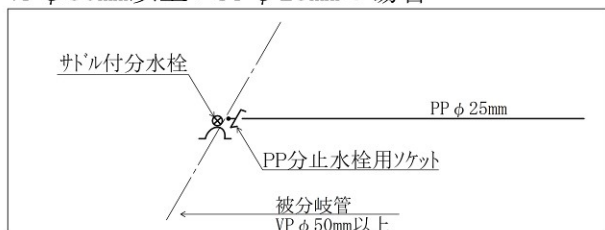
4 被分岐管が内面モルタル管又は内面エポキシ樹脂粉体塗装管の場合、それぞれに適合する穿孔ドリル及び防食コアを使用すること。穿孔後には、穿孔の際の切りくず、切断片等が完全に管外へ排出されたことを確認すること。

分岐工事標準配管図

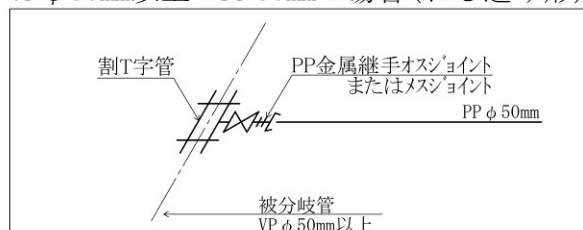
- ・配管図は、被分岐管×分岐管とする。
- ・切管の最小長さは、原則として右の表のとおりとする。

管 種	最小長さ
D I P	1.0m 以上
P P・V P 等	0.5m 以上

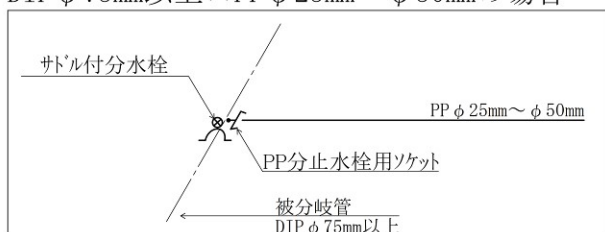
不断水工事（サドル付分水栓）
VP φ 50mm以上×PP φ 25mmの場合



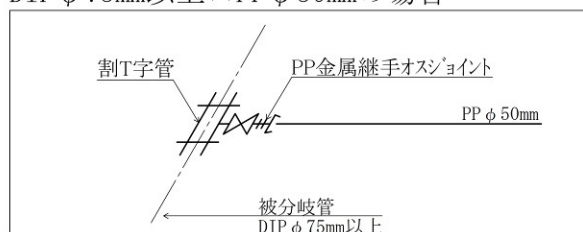
不断水工事（割T字管）
VP φ 50mm以上×PP 50mmの場合（ねじ込み形）



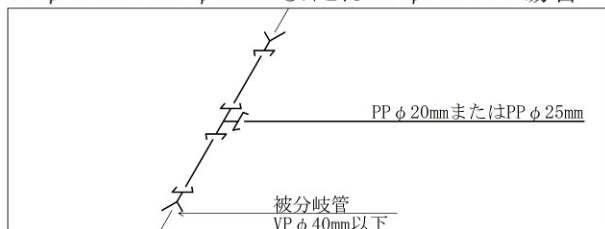
DIP φ 75mm以上×PP φ 25mm～φ 50mmの場合



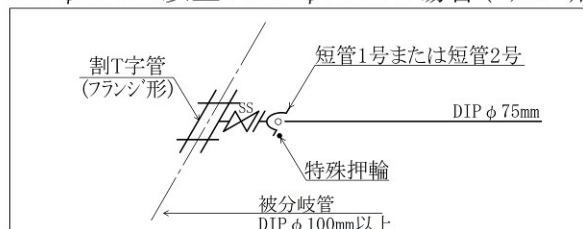
DIP φ 75mm以上×PP φ 50mmの場合



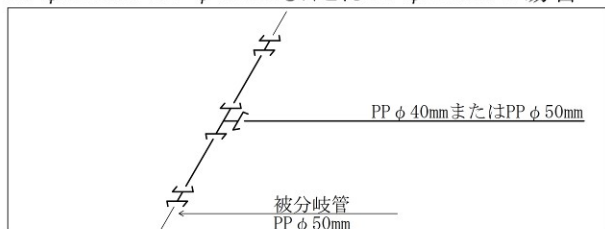
切取工事
VP φ 40mm×PP φ 20mmまたはPP φ 25mmの場合



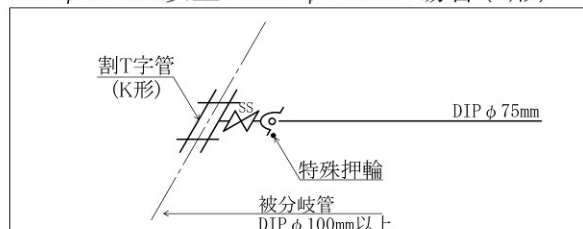
DIP φ 100mm以上×DIP φ 75mmの場合（フランジ形）



PP φ 50mm×PP φ 40mmまたはPP φ 50mmの場合



DIP φ 100mm以上×DIP φ 75mmの場合（K形）



※圧着した場合は、圧着箇所を MC ユニオン・フクロジョイント・補修バンド等で保護すること。

分岐工事配管標準一覧表

サドル付分水栓					
配水管 \ 引込管		P P			
		20	25	40	50
V P	25	-	-	-	-
	40	○	-	-	-
	50	○	○	-	-
	75	○	○	-	-
	100	○	○	-	-
	150	○	○	-	-
P P	40	○	-	-	-
	50	○	○	-	-
D I P	75	○	○	○	○
	100	○	○	○	○
	150	○	○	○	○
	200	○	○	○	○
	250	○	○	○	○
	300	○	○	○	○
	350	○	○	○	○

※サドル付分水栓は、ボール式を使用すること。

※浪岡地区のH-PPφ75, φ100については水道部と協議すること。(専用器具使用)

V P用チーズ					
配水管 \ 引込管		P P (V P)			
		20	25	40	50
V P	25	○	○※1	-	-
	40	-	○	○※1	-
	50	-	-	-	-
	75	-	-	-	-
	100	-	-	-	-
	150	-	-	-	-

P Pチーズ					
配水管 \ 引込管		P P			
		20	25	40	50
P P	25	○	○※1	-	-
	40	-	○※2	○※2	-
	50	-	-	○※2	○※2

引込管 配水管		割T字管							
		P P		D A L					
		40	50	75	100	150	200	250	300
V P	25	-	-	-	-	-	-	-	-
	40	-	-	-	-	-	-	-	-
	50	※3	○	-	-	-	-	-	-
	75	○	○	○	-	-	-	-	-
	100	○	○	○	○	-	-	-	-
	150	○	○	○	○	○	-	-	-
D I P	75	○	○	○	-	-	-	-	-
	100	○	○	○	○	-	-	-	-
	150	○	○	○	○	○	-	-	-
	200	○	○	○	○	○	○	-	-
	250	○	○	○	○	○	○	○	-
	300	○	○	○	○	○	○	○	○
	350	○	○	○	○	○	○	○	○

- ※1 6.7分岐2より、同口径分岐を行う場合は事前に水道部と協議すること。
- ※2 管網の形成有無、断水件数の数によって施工方法が変わるため事前に水道部と協議すること。
- ※3 $\phi 50 \times \phi 40$ の分岐の場合、配水管から $\phi 50 \times \phi 50$ 割T字管で分岐し、原則として1 m以内の部分で口径を $\phi 40$ に変更すること。
- 1 浪岡区域における配水管 VP $\phi 125$ からの分岐は、VP $\phi 100$ に準じて行うこと。

8. 3 分岐止めの方法

不要となった給水装置は、配水管の分岐箇所において撤去する。

- 1 撤去及び分岐止めの工事は、「撤去及び分岐止め標準配管図」に基づいて施行すること。
- 2 断水等を伴う場合は事前に水道部と協議すること。

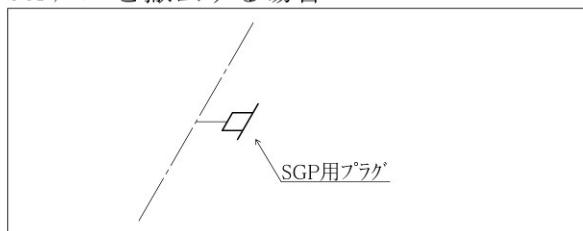
撤去及び分岐止め標準配管図

- ・ 切り管の最小長さは、分岐工事標準配管図に準ずる。

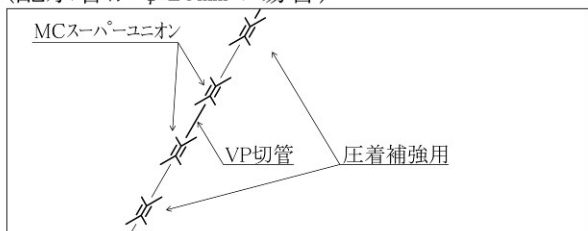
サドル付分水栓の場合



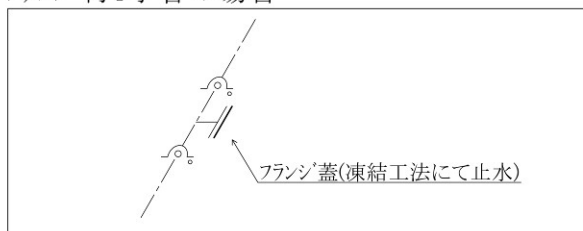
SGPチースを撤去する場合



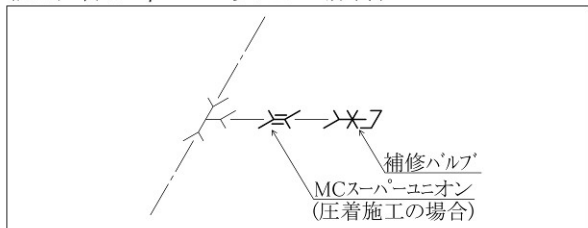
VP用チース (TSまたはMC) の場合
(配水管がφ25mmの場合)



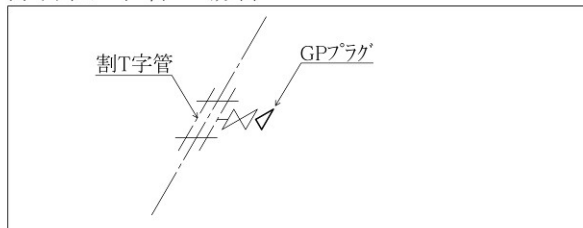
フランジ付T字管の場合



VP用チース (TSまたはMC) の場合
(配水管がφ40mm以上の場合)

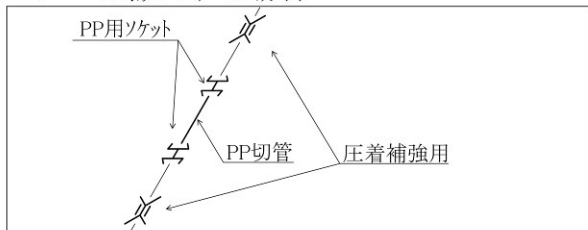


弁付割T字管の場合

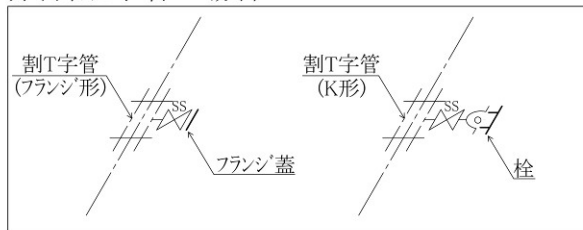


※圧着箇所は、分岐部から1.0m以内とする

PPチースを撤去する場合



弁付割T字管の場合



※圧着した場合は、圧着箇所を MC ユニオン・フクロジョイント・補修バンド等で保護すること。

8. 4 仕切弁及び止水栓

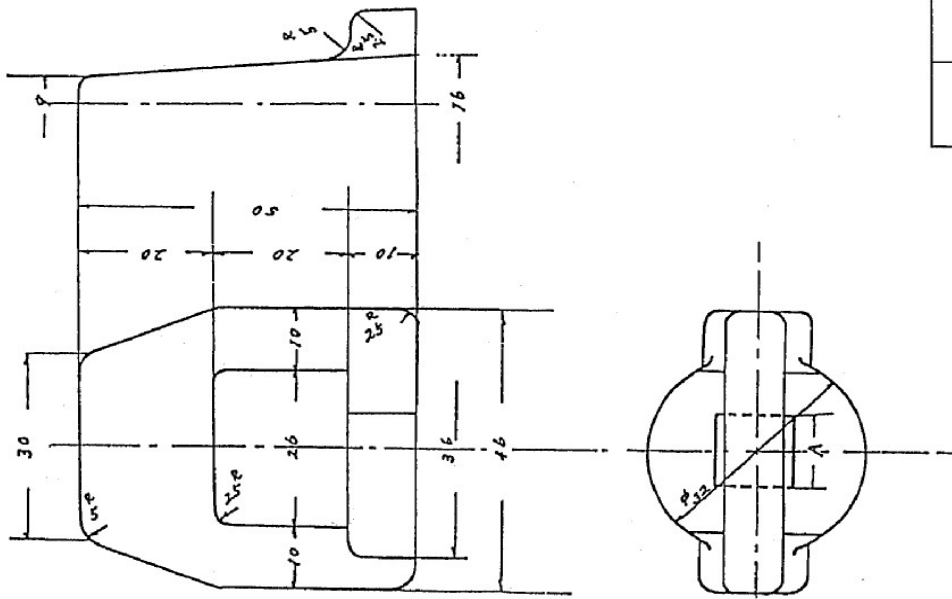
- | | |
|---|--|
| 1 | 取り付けする仕切弁、止水栓は、設置場所を考慮した種類とする。 |
| 2 | 仕切弁、止水栓は宅地内 1 m以内のできるだけ官民境界に近い場所に設置する。 |
| 3 | 伸縮式止水栓は、メーター筐内に設置する。 |
- 仕切弁及び止水栓の使用区分は「設置位置別仕切弁及び止水栓」表のとおりとする。
 - 道路内に設置する口径 50mm 以上の仕切弁は、水道用ソフトシール弁継手一体型を使用すること。
 - 口径 40mm の仕切弁については、水道用スルース弁を使用し、ハンドルは止水栓開閉器が使用できるバルブヘッドに変更するものとする。
 - 宅地内に使用する口径 50mm スルース弁のハンドルは、止水栓開閉器が使用できるバルブヘッドに変更するものとする。(次頁バルブヘッド図参照)
 - 仕切弁及び止水栓の設置位置は「仕切弁及び止水栓標準配管図」のとおりとする。災害及び維持管理等を考慮し、宅地内 1 m以内に必ず乙止水栓（ボール式）を設置すること。また、メーター枠内にも、ボール式止水栓を設置すること。
 - 水路の添架、石積及び擁壁等で露出配管となる場合は、立ち上がり直前の上流側に仕切弁又は乙止水栓を設置すること。なお、設置の方法は、「水路・石積等の標準配管図」（8. 8 配管工事一般事項 参照）のとおりとする。
 - 仕切弁及び止水栓の前後の配管は、標準配管図のとおりとする。

設置位置別仕切弁及び止水栓

種類	口径	使用場所
水道用ソフトシール弁	50mm 以上	道路・宅地
水道用スルース弁	40mm 以上	道路・宅地
乙止水栓（ボール式）	13 mm～25 mm	道路・宅地
ボール式止水栓（伸縮型）	13mm～25mm	メーター前

バルブヘッド図

バルブヘッド図

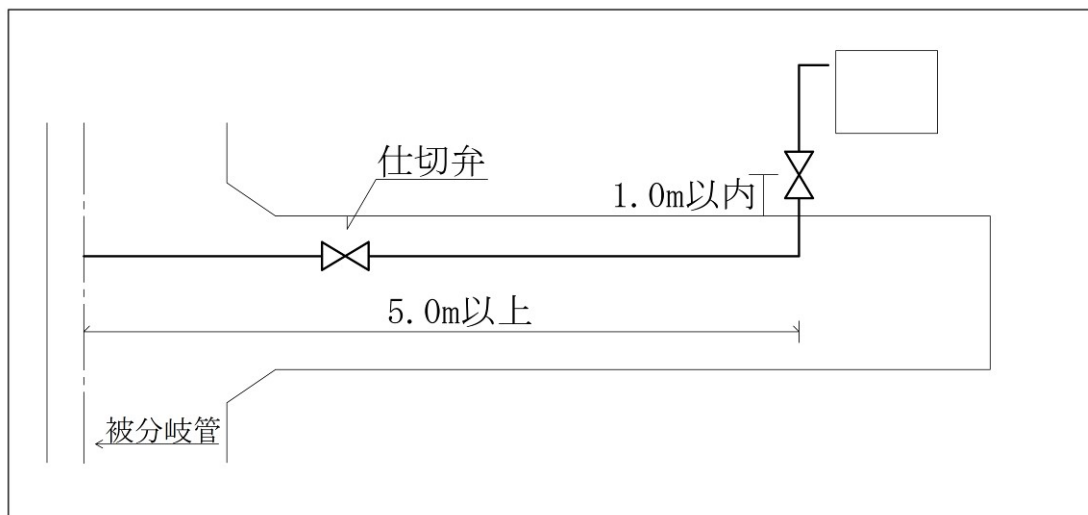


品名	バルブヘッド	記号	A
材質	F C 1 4	口径φ	40~50 12角

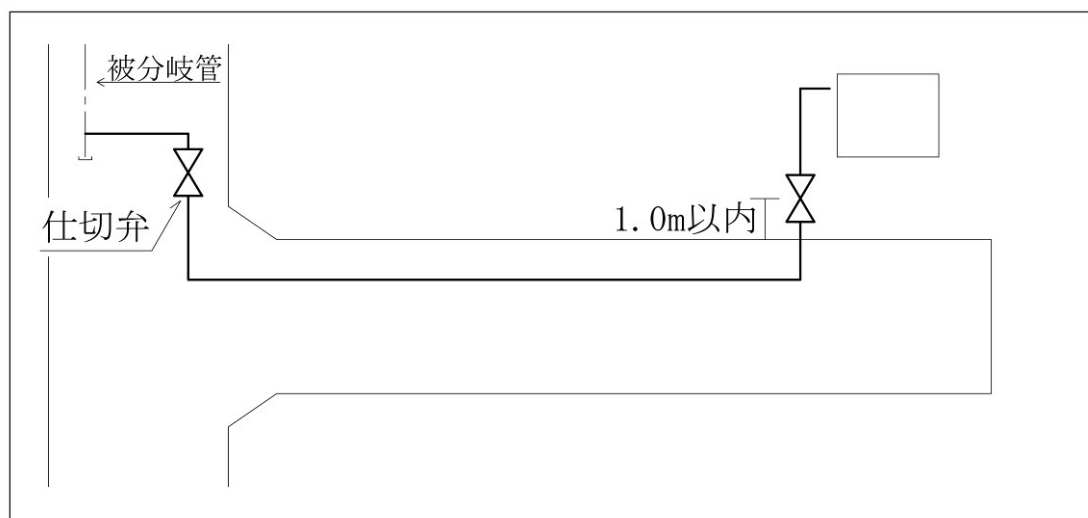
仕切弁及び止水栓標準配管図

1 仕切弁設置（道路内）

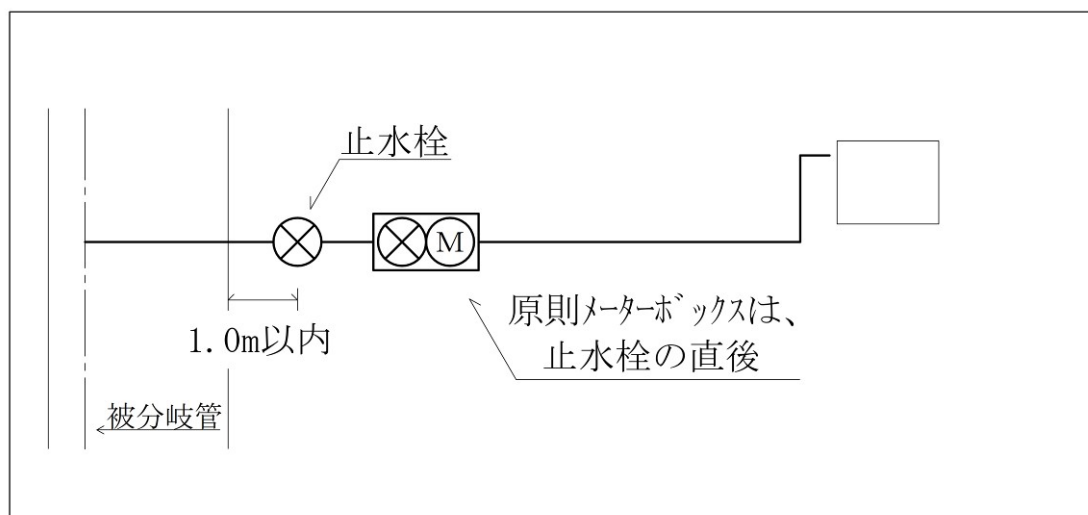
原則として分岐位置と敷地内第一仕切弁との距離が5 m以上の場合は道路内に仕切弁を設置すること。道路内に設置される仕切弁は、操作に支障のない位置に設置すること。（φ25 mm以下は、道路上の止水栓は設置不要）



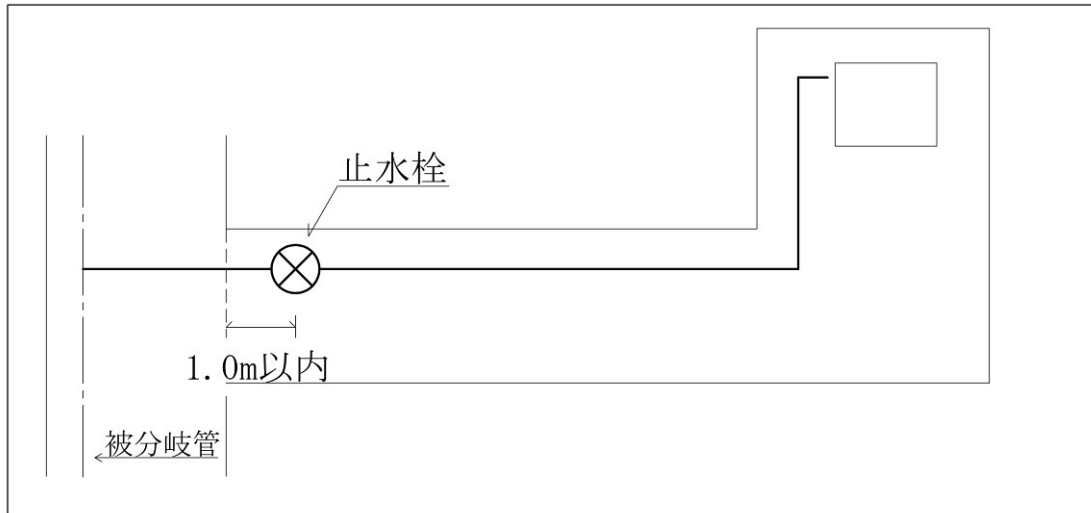
2 仕切弁設置（道路内）



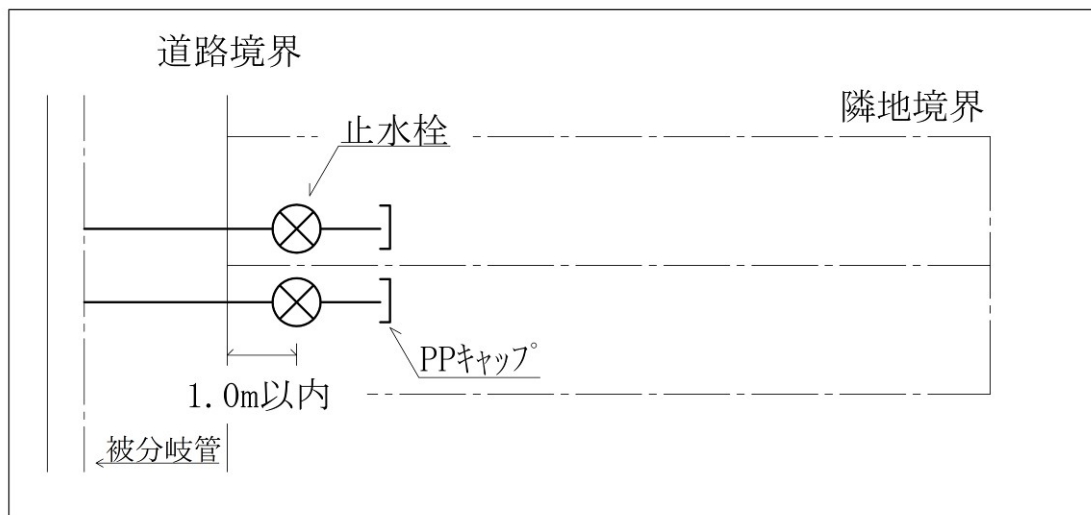
3 止水栓設置（宅地内）



4 止水栓位置（専用通路）※止水栓は官民境界から 1.0m 以内に設置する。

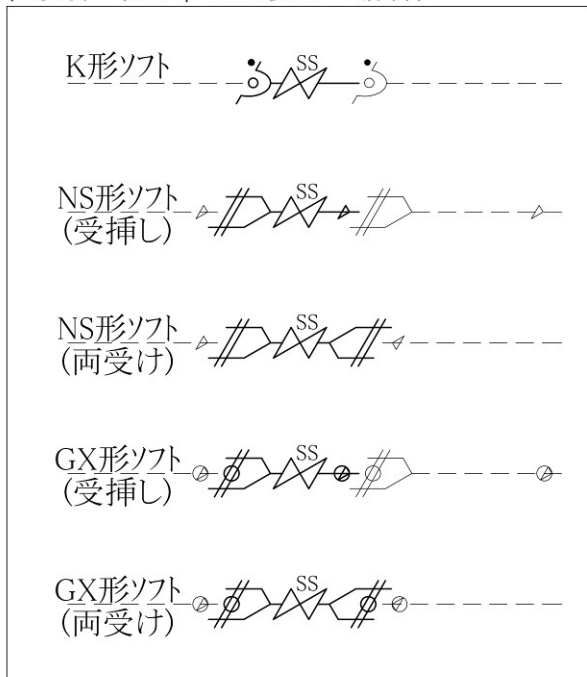


5 止水栓位置（取り出しのみ）

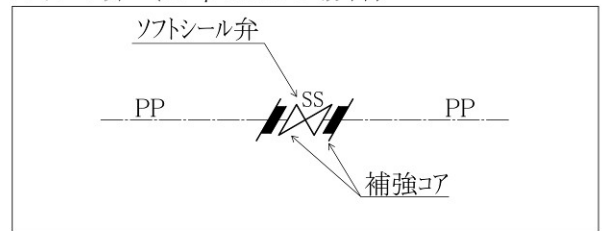


仕切弁・止水栓前後の標準配管図

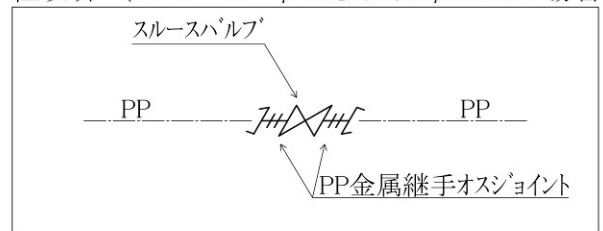
仕切弁 (DIP φ 75mm以上の場合)



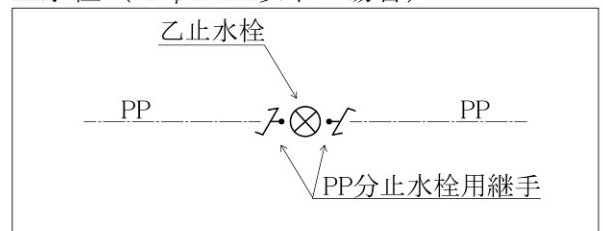
ソフトシール弁 (PP φ 50mmの場合)



仕切弁 (スルスバルブ φ 40またはφ 50mmの場合)



止水栓 (PP φ 25mm以下の場合)



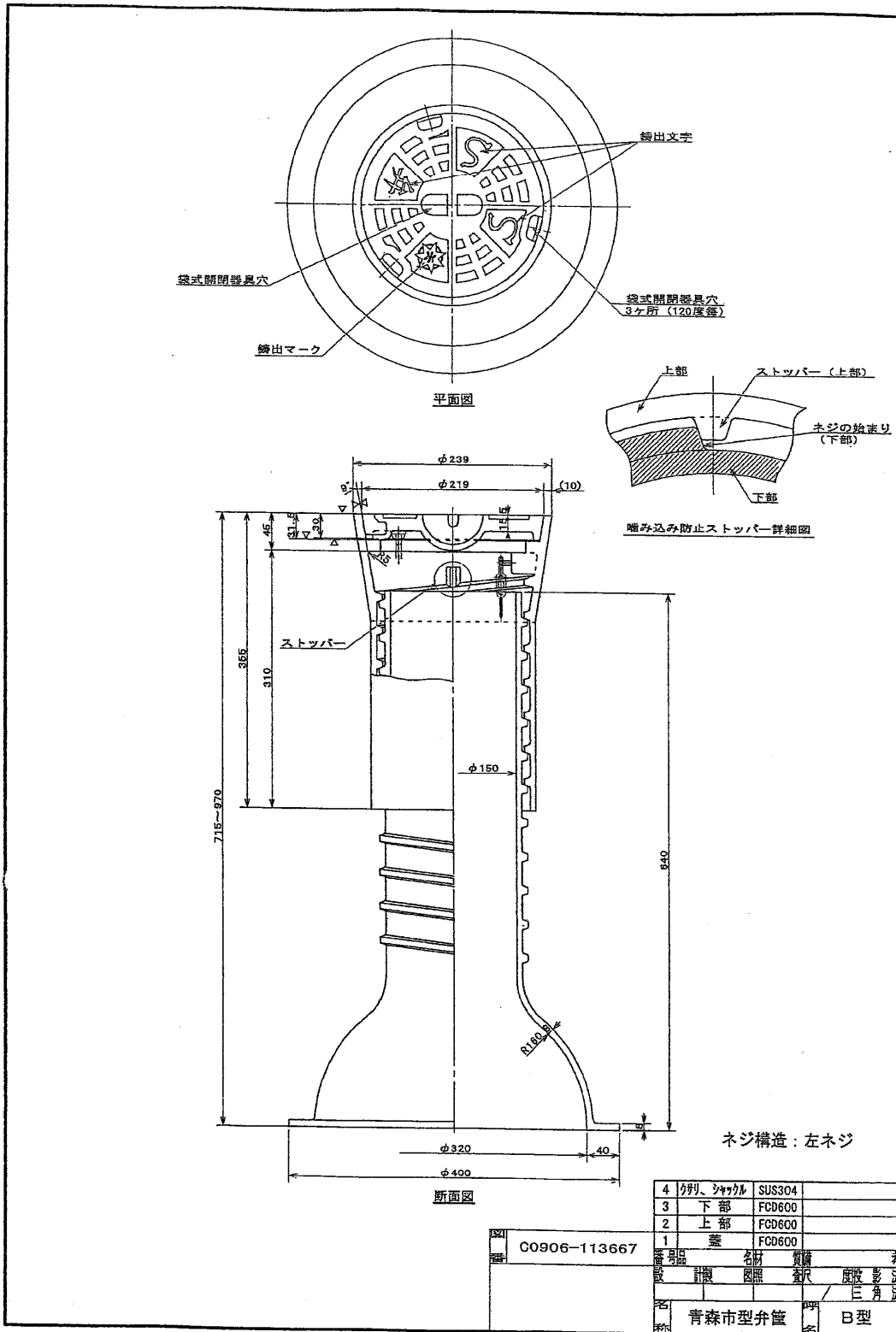
8. 5 仕切弁管及び止水栓管

仕切弁管及び止水栓管は、専用のものを使用し、維持管理に支障をきたさないように設置しなければならない。

- 1 仕切弁及び止水栓の開閉部（バルブヘッド）が管の中心になるよう設置すること。
- 2 管の基礎は、沈下、傾斜等が生じないように十分に締め固めを行うこと。
- 3 管の据付高さは、舗装の仕上がり面と同一とする。
- 4 ソフトシール弁管は、鉄蓋裏側の表示プレートに「口径」と「回転数」を刻印すること。
- 5 管の仕様は次頁の図のとおりとする。

	口径	使用場所
止水栓管	φ13 ～ φ25	宅地
水道用ねじ式仕切弁管	φ40 ～ φ50	道路・宅地
ソフトシール弁管	φ50 ～	道路・宅地

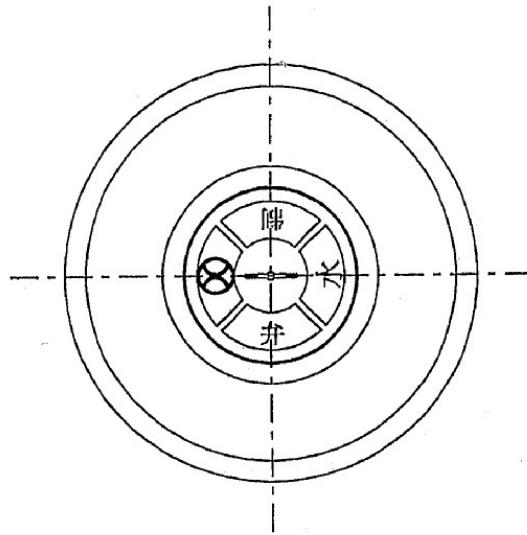
ソフトシール弁用筐詳細図



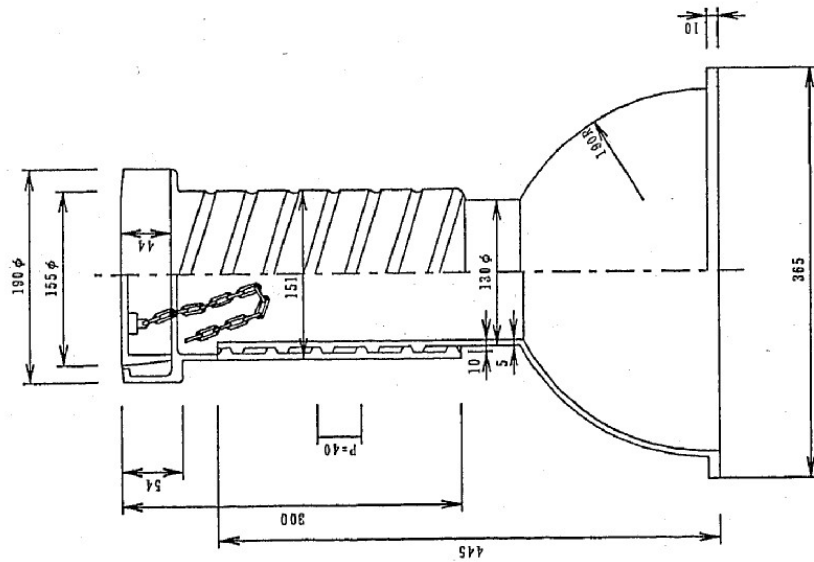
4	弁別、シヤクル	SUS304
3	下部	FCD600
2	上部	FCD600
1	蓋	FCD600

設計	名	材	質	備
製	図	尺	寸	法
名	青森市型弁筐	型	日	型

図 管 弁 水 制

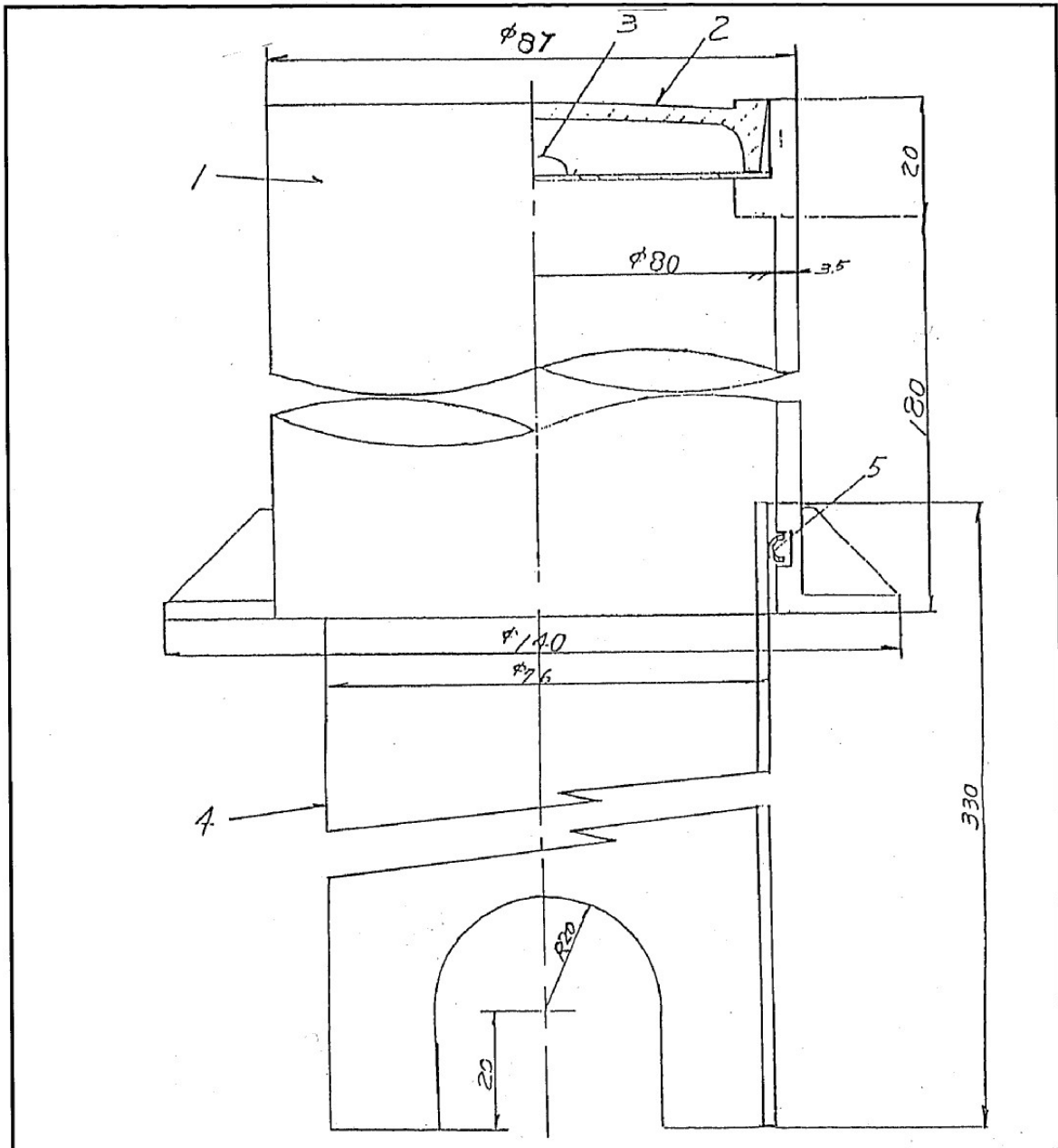


A-A 矢視



品名	制水弁	記号				荷重
	寸法	材				製図
作図		材質	FC - 200			表面処理
		品番	図番	尺度	1/6	
口径 φ 40 mm以上の仕切弁用						エボタール焼付塗装

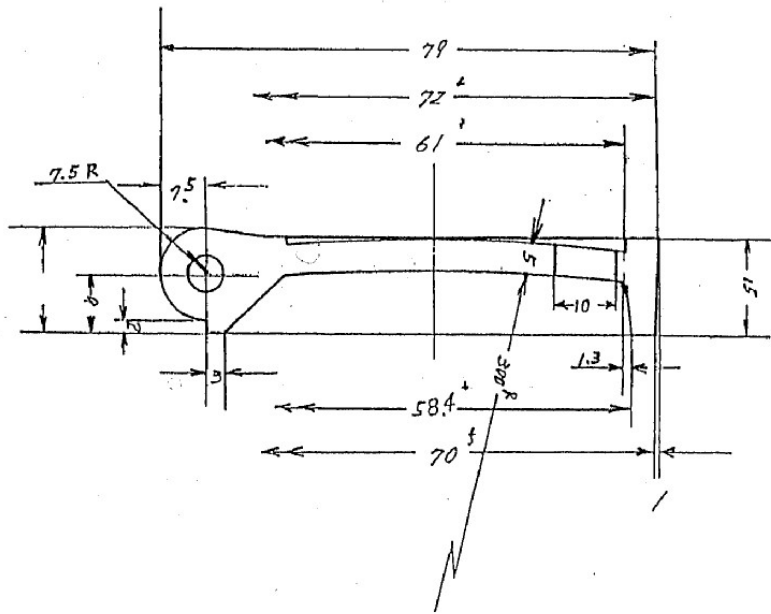
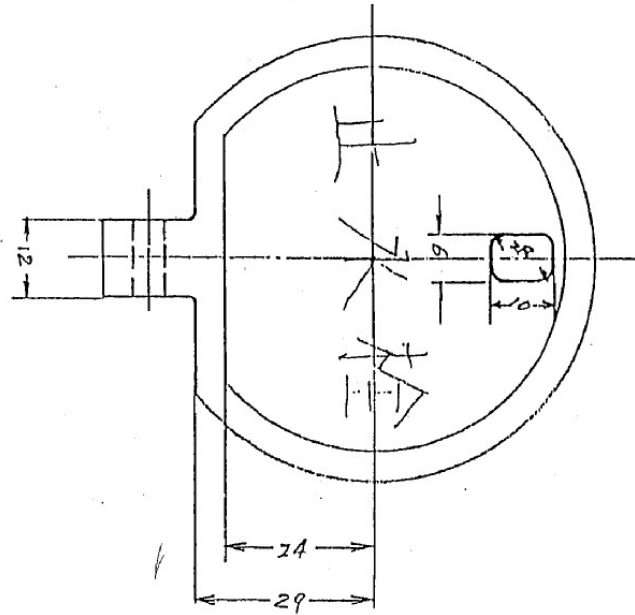
止水栓筐図 (代表例)



5	ゴム	N R	1	
4	パイプ	VU-65	1	
3	中蓋	ポリエチレン	1	
2	蓋	ABS, FC	1	
1	本体	ABS樹脂	1	

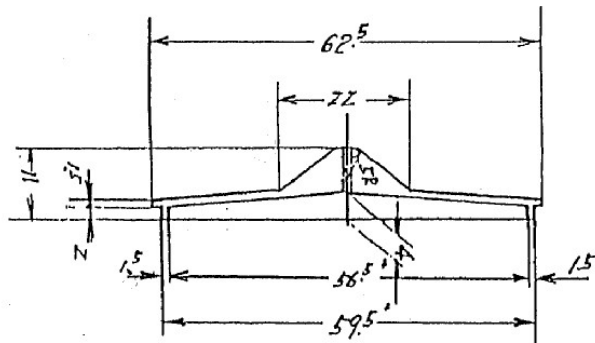
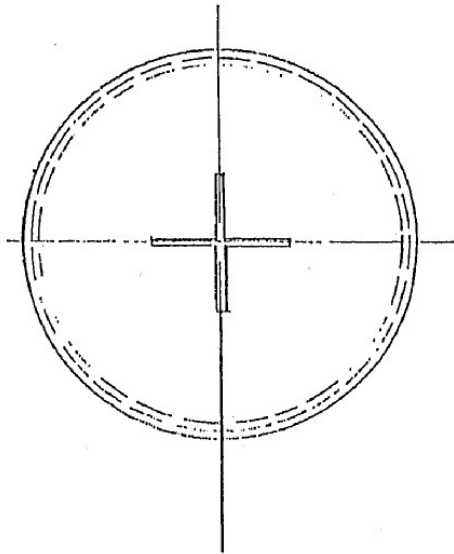
				番号	品名	材質	個数	記
				尺度		名称	青森型止水栓筐	
						品番	口径φ25mm以下の止水栓用	
				製図		図番		
				設計				
訂番	改訂理由	年月日	改訂者	検図				

止水栓蓋図



				番号	品名	材質	個数	記	
				尺度	名称 青森型止水栓蓋	口径φ25mm以下の止水栓用			
				年月日					
				製図	品番				
				設計	図番				
訂番	改訂理由	年月日	改訂者	検図					

止水栓中蓋図



				番号	品名	材質	個数	記
				尺度	青森型止水栓中蓋	品番	口径φ25mm以下の止水栓用	図番
				年月日				
				製図				
				設計				
訂番	改訂理由	年月日	改訂者	検図				

8. 6 メーターの設置方法

メーターの設置に当たっては、メーターに表示されている流入方向の矢印を確認した上で水平に取り付けるものとする。また、メーター前後に所定の直管部を確保するなど、計量に支障をきたさないようにしなければならない。

口径 13mm～25mm までは、メーター枠内にボール式止水栓（伸縮継手付き）、メーター及び逆止弁を設置すること。

8. 7 メーター代用管

メーターを設置するまでの間、メーター面管距離を確保するため、メーター代用管（ $\phi 13 \text{ mm}$ ～ $\phi 40 \text{ mm}$ 、P112 参照。）を使用しなければならない。

工事完了前に水道部より貸与されたメーター以外で通水可能な状況にしてはならない。

8. 8 メーター枠（ $\phi 13 \text{ mm}$ ～ $\phi 40 \text{ mm}$ まで）

- 1 メーター枠は、メーターが中央になるように設置しなければならない。
- 2 メーター枠は、沈下、傾斜及び変形等が生じないように設置しなければならない。
- 3 メーター枠の蓋は、手前が開くように設置するものとする。
- 4 メーター枠の据付高さは、仕上がり面と同一の高さとしなければならない。

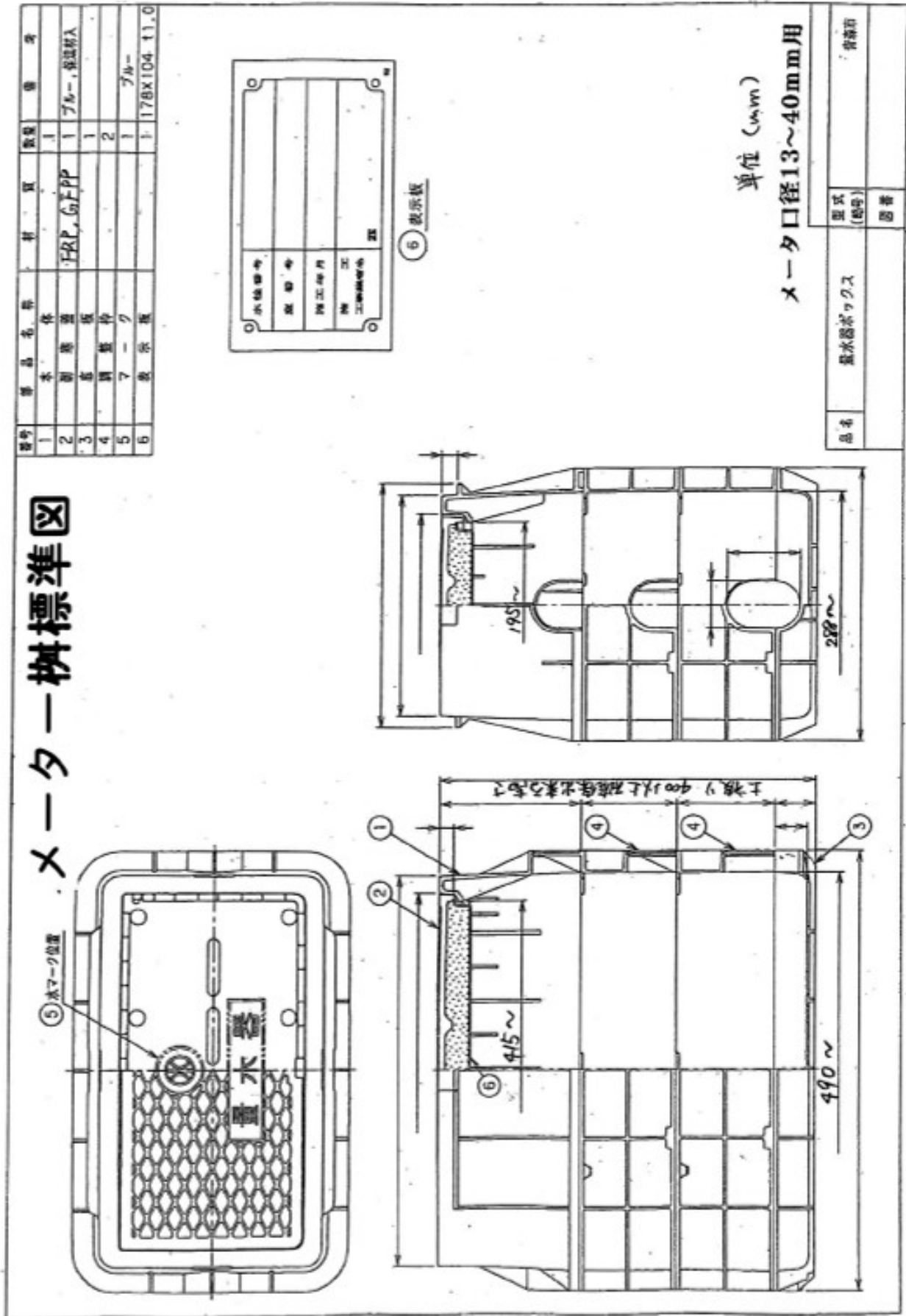
- 1 メーター枠の基礎は、沈下防止のため、充分転圧すること。
- 2 アスファルト舗装を行う場合、熱による変形でメーター枠の蓋が開かなくなる場合もあるため、十分注意すること。

8. 9 メーター枠（ $\phi 50 \text{ mm}$ 以上）

- 1 メーター枠は現場打ちとする。また、蓋は金属製とし、検針用小窓を設置すること。
（仮設工事を除く）
- 2 メーター枠のサイズは標準図を参考とすること。（P113 参照。）
- 3 メーター枠の据付高さは、仕上がり面と同一の高さとしなければならない。

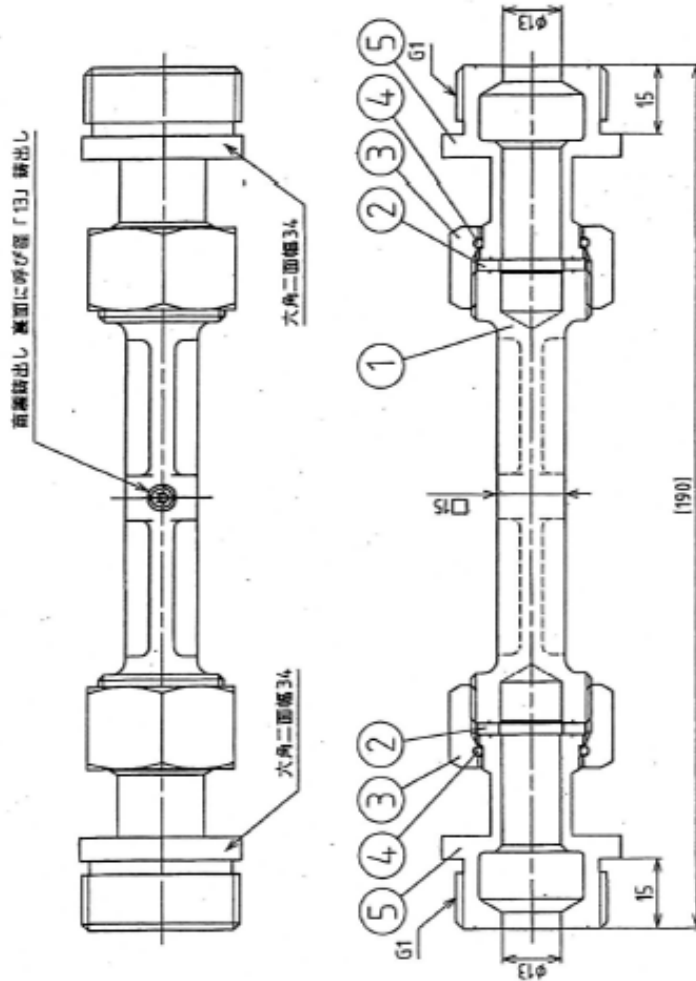
- 1 仮設工事等で設置するメーター枠の場合は、上記 1 によらず事前協議により決定する。

メーター柵標準図(メーター口径 13~40 mm用)



メーター代用管(メーター口径 13~40 mm用)

- 記述
 1. 本代用管は異種していません。
 2. 断面寸法はパッキン差し量を考慮し、(付図として)しています。



単位	mm	承認	異図	異合	異合	異合	異合
尺貫	Free	18.8.30	18.8.30	18.8.30	18.8.30	18.8.30	18.8.30
祝祭日							
和洋給装工業株式会社							
〒 821523-20-Y 番 3G-900031							

品名	メーター代用管	数量	20
仕入	上本用	数量	20
合計		数量	40

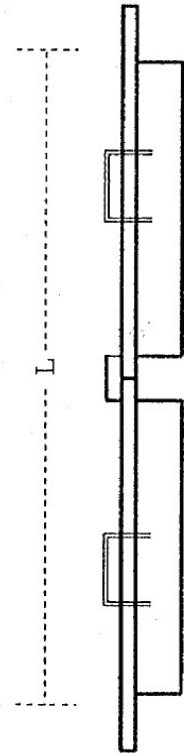
5	片取管	CAC902	2
4	リング	CS01	2
3	継手	CAC506	2
2	平パッキン	EPDM	2
1	代用管135	CAC902	1
合計 数量			

大型メーター柵用蓋及び蓋枠標準図 (メーター口径 50mm 以上)

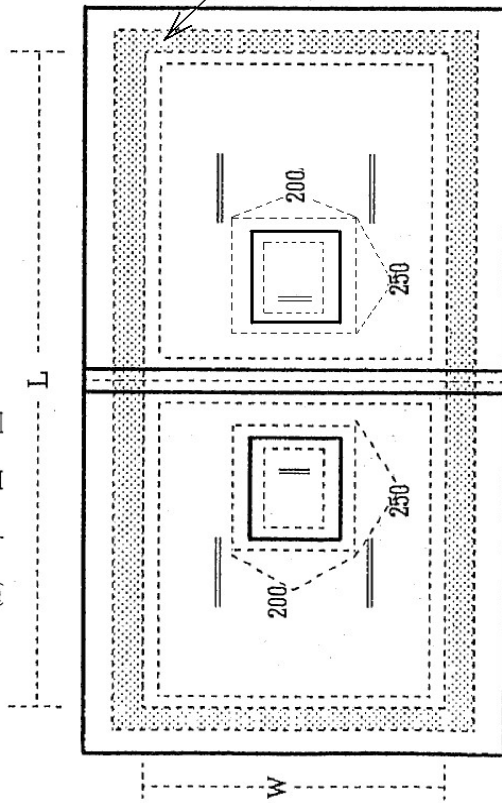
大型メーター柵 50 mm 以上

メーター口径	メーター長さ	メーター柵の長さ	
		縦 (L)	幅 (W)
18 mm	165 mm		
20 mm	190 mm		
25 mm	225 mm		
40 mm	245 mm		
50 mm	560 mm	以上	以上
75 mm	630 mm	1.20 m	0.70 m
100 mm	750 mm	1.50 m	0.80 m
200 mm			

(A) 正面図

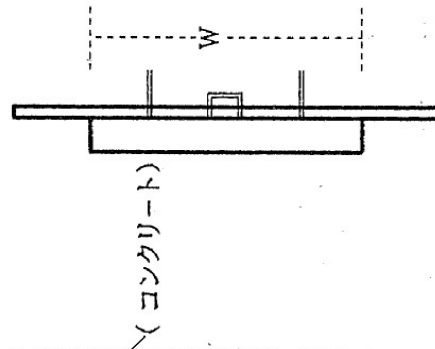


(B) 平面図



(C) 側面図

(寸法の長さ、内径)



大型メーター柵使用のときは必ず小窓を取付ける。(2ヶ所)

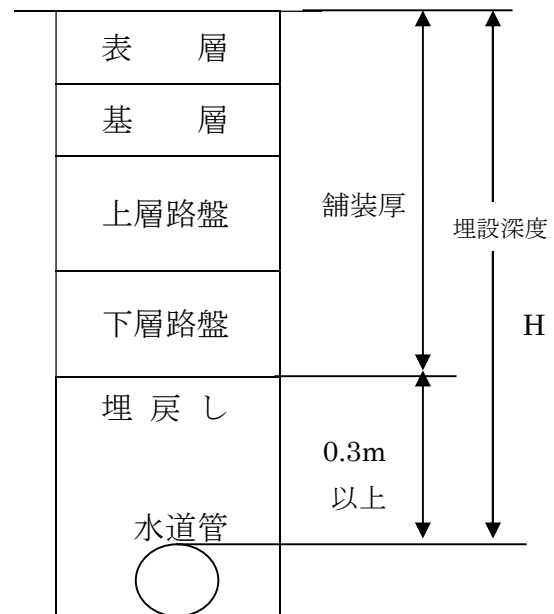
8. 10 配管工事一般事項

- 1 行き止まり配管等水が停滞する構造としてはならない。ただし、構造上やむを得ず水が停滞する場合には、末端部に排水機構を設置しなければならない。(基準省令第2号第2項)
- 2 減圧弁、逃がし弁、逆止弁、空気弁及び電磁弁は、耐久性能を有するものを用いなければならない。(基準省令第7条)
- 3 給水装置の接合箇所は、水圧に対する十分な耐力を確保するためにその構造及び材質に応じた適切な接合を行わなければならない。
- 4 家屋の主配管は、配管の経路について構造物下の通過を避けること等により漏水時の修理を容易に行うことができるようにしなければならない。
- 5 道路及び宅地内に給水管を布設するときは、埋設深度を遵守しなければならない。

- 1 事故防止のため、他の埋設物との間隔は30cm以上確保すること。
- 2 敷地内配管は、原則として直線配管とすること。
- 3 横走り管の勾配は、1/100以上とする。ただし、やむを得ず鳥居配管となる場合は、吸気弁を設置すること。
- 4 土被りは、路面から管頂までの深さをいい、次表を標準とするが、道路管理者の指示がある場合は、その指示に従うものとする。

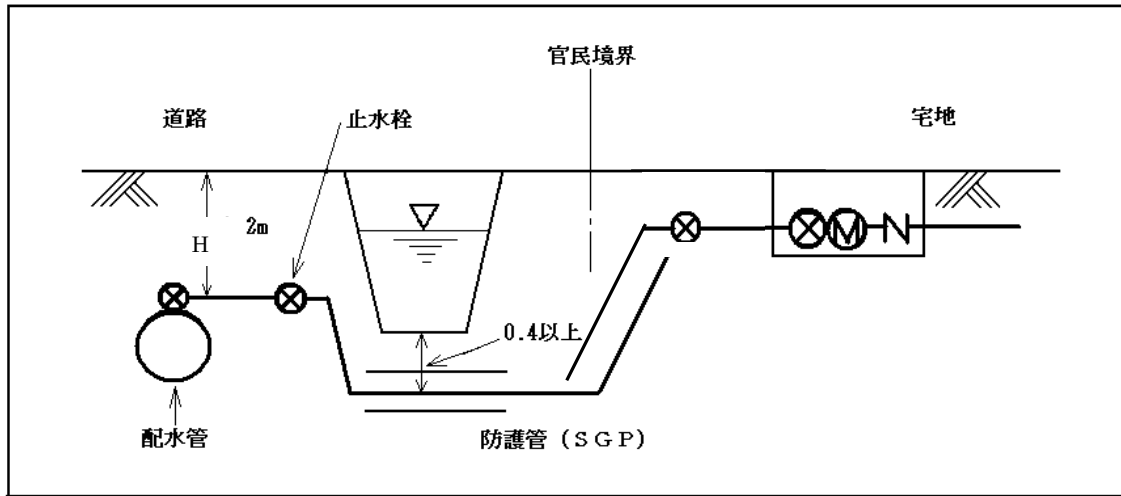
区分	埋設深度 (H)
車道	80cm以上
歩道	80cm以上
宅地内	40cm以上

道路の舗装構成 (アスファルト舗装)

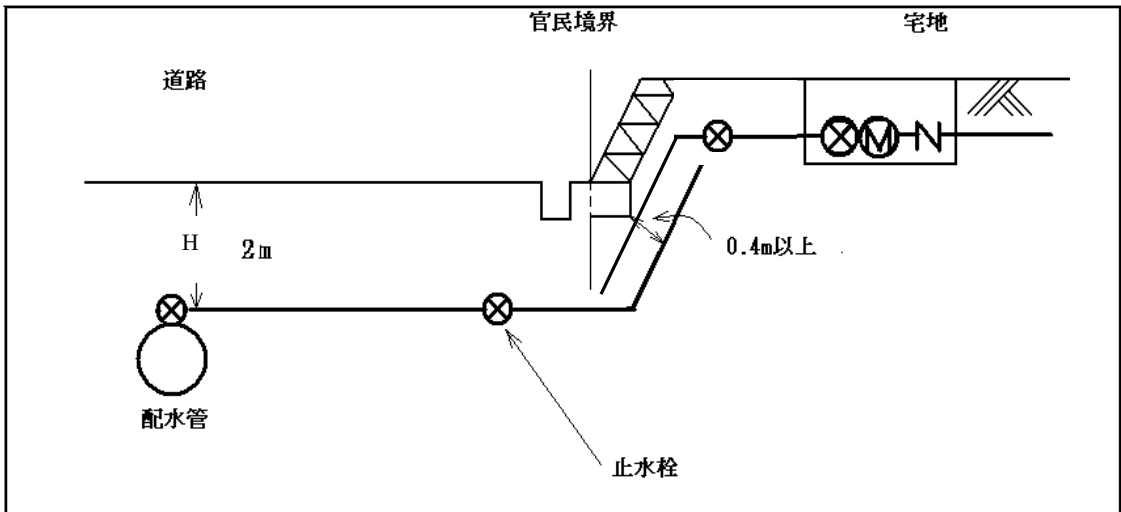


水路・石積等の標準配管図

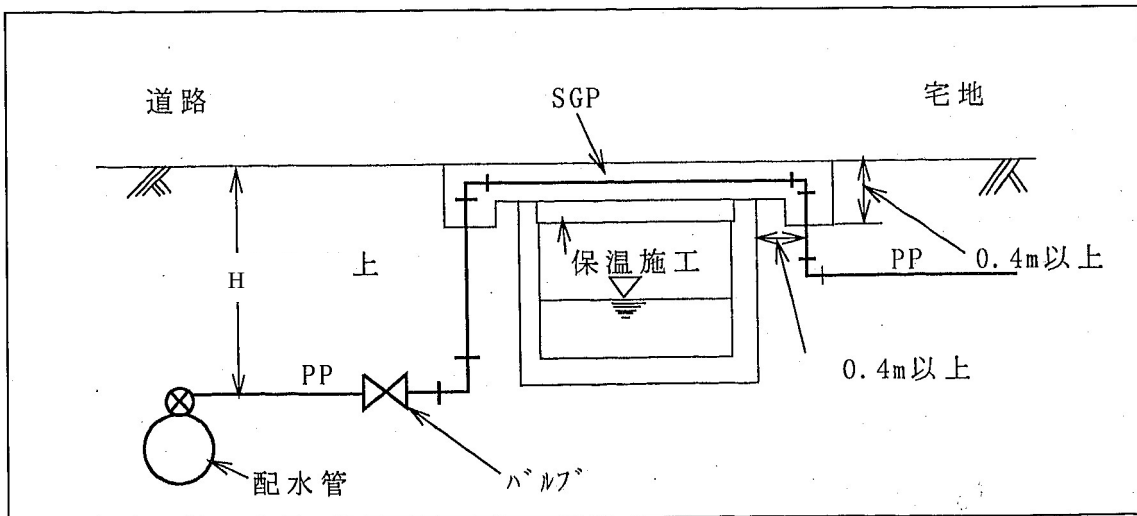
1 伏越し



2 石積及び擁護壁への配管



3 添架



8. 1 1 防護工

- 1 地盤沈下、振動等により破壊が生じるおそれがある場合にあつては、伸縮性又は可とう性を有する給水装置を設置するものとする。
- 2 壁等に配管された給水管の露出部分は、適切な間隔を設け、支持金具等で固定するものとする。
- 3 水路等を横断する場合にあつては高水位以上の高さに設置し、かつ、さや管等による防護措置を講ずるものとする。

- 1 水路の伏せ越し、添架及び建築物の基礎を貫通する場合は、損傷防止のため、さや管、配管スリーブ等適切な措置を講ずること。
- 2 軌道等を横断する場合は、防護管等により防護すること。
- 3 内力又は外力による振動やたわみ等の影響を防止するため、支持金具等適切な措置を講ずること。
- 4 管の末端、曲管、接合部等において離脱のおそれがある場合には、離脱防止のため、離脱防止継手を使用するなど適切な措置を講ずること。
- 5 軟弱地盤等には、不等沈下防止のため、伸縮可とう性のある継手等を使用すること。

8. 1 2 防食工

- 1 酸又はアルカリによって浸食されるおそれのある場所にあつては、酸又はアルカリに対する耐食性を有する材質の給水装置を設置すること。または防食材で被覆すること等により適切な浸食の防止のための措置を講ずること。(基準省令第4条第1項)
- 2 漏えい電流により浸食されるおそれのある場所にあつては、非金属性の材質の給水装置を設置すること。または絶縁材で被覆すること等により適切な電気防食のための措置を講ずること。(基準省令第4条第2項)

電食及び腐食が起りやすい土壤に管を埋設するときは次の措置を講ずるものとする。

- 1 ポリエチレンスリーブによる被覆
- 2 防食テープ巻きによる方法
- 3 防食塗料の塗付
- 4 外面被覆管の使用

8. 1 3 逆止弁

給水装置には、配水管の水圧低下又は断水等によって生じた負圧、その他逆流による水の汚染を防止するため逆止弁を設置しなければならない。

- 1 逆止弁はメーター直後に取り付け、水撃作用を十分考慮し種類を選定すること。
- 2 逆止弁は流入方向を確認し、かつ、水平に取り付けること。

8. 1 4 凍結防止

水抜栓を設置する場合は、操作、維持管理及び機能性を考慮した位置に取り付けなければならない。

- 1 水抜栓は、冬季間の操作性、維持管理を考慮し、原則として屋内設置とする。
- 2 やむを得ず屋外に設置する場合は、屋内から操作できるものとする。

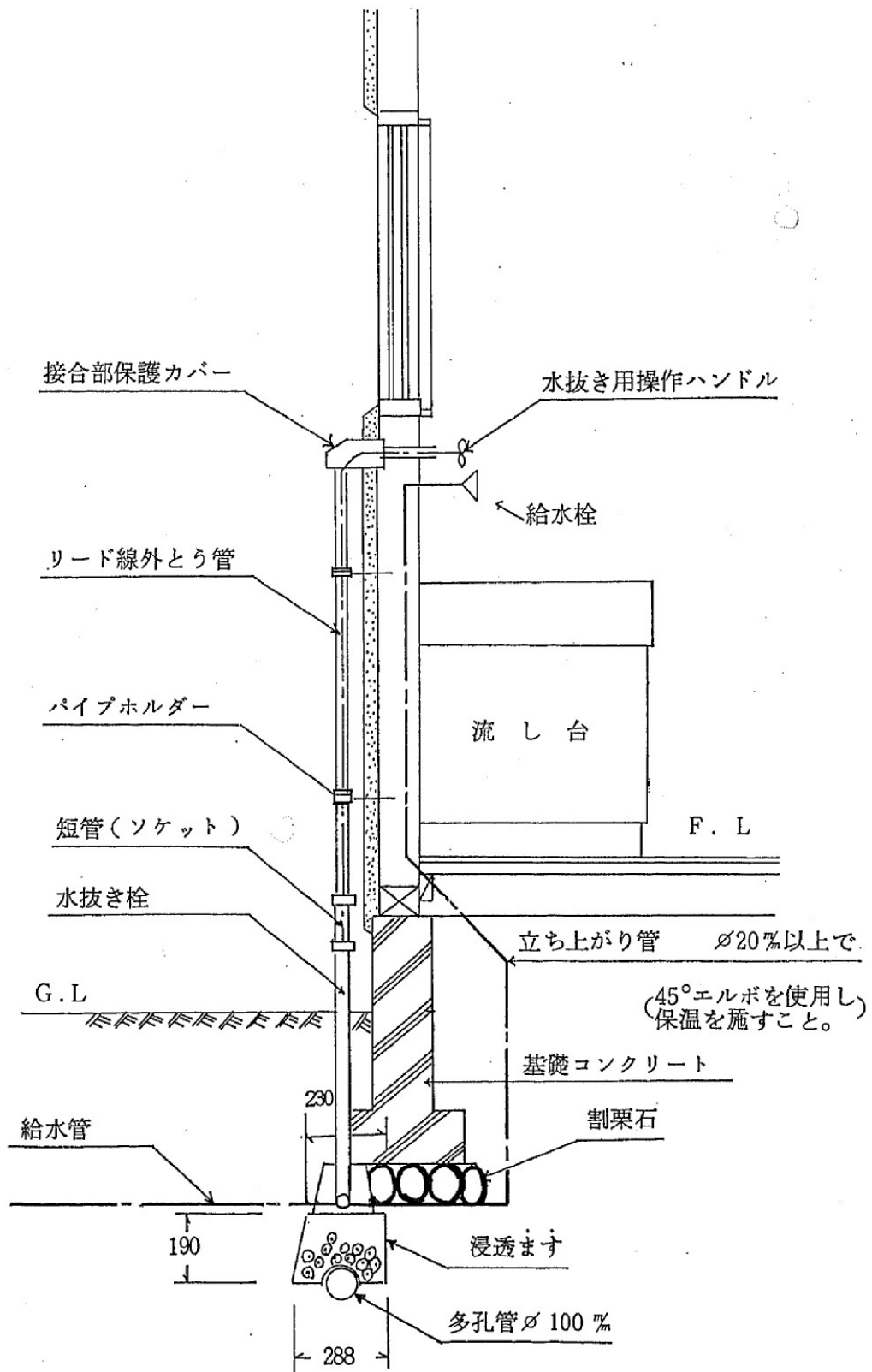
8. 15 水抜栓の選定

水抜き用の給水用具は給水装置の構造、使用状況及び維持管理を考慮し選定しなければならない。

- 1 水抜栓の排水口は凍結深度以下にしなければならない。
- 2 水抜栓等は、流入方向を確認し、かつ、垂直に取り付ける。
- 3 水抜栓底部には、排水をよくするため、浸透柵（樹脂製）を設置し、側面および下部には、碎石又は砂利を充填する。
- 4 水抜きバルブ（三方弁）を使用するときは、ホッパー方式等間接排水とする。
- 5 口径75mm以上の場合は、水抜き用バルブを設けること。（操作及び維持管理のための適切な大きさの筐を設け、排水は逆止弁を設置した上、間接排水とする。）
- 6 水抜栓等の種類には次のものがある。

種 類	口 径
ハンドル式水抜栓	13mm～50mm
電動式水抜栓	13mm～50mm
給水給湯一体型水抜栓	20mm
不凍水栓柱	13mm・20mm
水抜きバルブ（三方水抜栓）	13mm～50mm

水抜き栓取付標準図



8. 16 保温工

屋外及び屋内で気温が著しく低下しやすい場所、その他凍結のおそれがある場所にあつては、断熱材で被覆する等、適切な凍結防止のための措置を講じなければならない。

- 1 屋外における立ち上がり管及び水路等に添架する場合
- 2 屋内の立ち上がり配管及び横走り管
- 3 石垣、水路側壁等に近接して埋設する場合

8. 17 受水槽及びプール並びに給水用具への配管

- 1 受水槽、プール等の流入管には逆流防止のため吐水口空間を確保しなければならない。
- 2 水が逆流するおそれのある場所においては、適切な吐水口空間を確保すること又は逆流防止性能若しくは負圧破壊性能を有する給水器具を水の逆流を防止することができる適切な位置（バキュームブレーカにあつては、水受け容器の越流面の上方 150mm 以上の位置）に設置する。（基準省令第 5 条第 1 項）
- 3 事業活動に伴い、水を汚染するおそれのある有害物質等を取り扱う場所に給水する給水装置にあつては、受水槽式とすること等により適切な逆流防止のための措置を講じなければならない。（基準省令第 5 条第 2 項）
- 4 水栓その他水撃作用を生じるおそれのある給水用具は、水撃限界性能を有するものを用いること。または、その上流側に近接して水撃防止器具を設置すること等により適切な水撃防止のための措置を講じなければならない。（基準省令第 3 条）

1 受水槽への給水

- (1) 給水口径 13mm 又は 20mm の場合
 - ア ボールタップ給水とする。
 - イ 立ち上がり管に「止水器具」・「水抜き用吸気バルブ」を設置する。
- (2) 給水口径 25mm 以上の場合
 - ア 定水位弁方式とする。
 - イ 立ち上がり管と給水口の間には、「可とう性伸縮性継手」・「止水器具」・「水抜き用吸気バルブ」及び「定水位弁」を設置する。
- 2 受水槽等の配管は、逆流を防止するため落とし込みとし、給水位置が配水管より低くなる場合は、鳥居配管とするなど配水管内の水の流出防止のための措置を講ずる。
- 3 歯科医療器具等の配管は、設置する医療器具ごとに「止水器具」・「水抜き用吸気バルブ」・「逆流防止弁」を設置する。
- 4 暖房用湯沸器・洗濯機用軟水器・印刷機・洗車機等薬品が混入したり、水質に影響を与えるおそれのある器具は、受水槽式とするなど適切な逆流防止のための措置を講ずる。
- 5 吐水口空間は次の表のとおりとする。

受水槽の越流面と給水栓先端（吐水口）の位置関係

呼び径	越流面から給水栓吐水口までの高さ	側壁と給水栓吐水口中心までの距離
13mm	25mm以上	25mm以上
20mm	40mm以上	40mm以上
25mm	50mm以上	50mm以上
40～50mm	50mm以上	50mm以上
75mm以上	管の呼び径以上	管の呼び径以上

8.18 消火栓の設置

消火栓設置にあたっては、水道部で定めた「上水道配管工事標準仕様書」を準用すること。